

合同インタビュー

元東京高裁判事

長沢 幸男氏に聞く

「裁判所手続の実際—裁判官OBへのインタビューを通じて」

出席者

回答者：弁護士・弁理士 長沢 幸男
司会・質問：日本知的財産協会 会誌広報委員会
石井 純一、佐々木通孝、仲井 幹夫、森山 修司、
八木 孝雄、山内 拓
日本弁理士会 パテント編集委員会
押嶋 涼子、正林 真之、田中 勲、野上 晃、
吉延 彰広

(50音順)

(インタビュー：平成17年9月6日)



長沢幸男氏

Plotie ————— Yukio Nagasawa

阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士

■経歴

1982年 東京大学法学部卒業，司法修習生（36期）
1989年 東京地方裁判所知的財産部
1992年 判事補長期在外研究員
1995年 最高裁判所調査官・判事（知的財産訴訟担当）
2000年 東京高等裁判所知的財産部
2003年 アメリカ合衆国連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）客員研究員等
2004年 北京大学法学院・知識産権学院客員教授，ソウル国立大学法学校客員教授
阿部・井窪・片山法律事務所入所 現職

■役職

東京大学先端科学技術研究センター特任教授，知的財産研究推進機構アジア知財戦略研究部門長

1. はじめに

現実の裁判所や裁判官，裁判の内容等については，日本知的財産協会の会員にとっても，日本弁理士会の会員にとっても，実務上は極めて重要なことである。今回は，裁判官経験者である弁護士の長沢先生に，これらについての有益な話をお伺いすることができた。なお，今回の企画は，誌上で最初の「知財管理誌とパテント誌の合同企画」である。

2. インタビュー

（略歴紹介）

司会 それでは早速始めさせていただきます。まず長沢先生のほう，簡単な略歴をお願いしたいんですが。

長沢 私は大学は東京大学の法学部を卒業しまして，司法試験に合格したものですから，司法研修所に入りまして，2年間研修をいたしました。当時は2年間の司法修習でした。その後判事，検事，弁護士のど

ちらに進もうかということ若干迷ってはいたんですが，裁判官になりたいという希望が強くて，判事補に応募して，任命を受けることができました。判事補を10年，その後，判事を10年，裁判官を通算20年やりまして，一昨年退官いたしました。

20年の裁判官生活のうち，後のほうの13年ちょっと東京地裁の知的財産部，それから最高裁判所の調査官室の知的財産事件担当，その後，東京高裁の知的財産部ということで，知的財産訴訟を扱っていたものですから，裁判官退官後も知的財産の仕事を中心に弁護士・弁理士としての活動，それから東京大学の特任教授としての仕事，三足のわらじではありませんけれども，そんな仕事をやっております。

（裁判所とはどんな所か）

司会 どうもありがとうございました。早速お伺いしたいんですが，我々は特許庁というのは非常に身近

な官庁ではあるんですけども、裁判所というのは非常に遠いところでして、大体基本的なところからわからないものですから、裁判所というのが一体どういうところで、現状というのは一体どういうものかということをお教えいただきたいんですが。

長沢 裁判所というと、非常にかた苦しいイメージがあるんですけども、私は裁判所というのは比較的開かれたところだなと。例えば法廷にしましても公開ですので、どなたがふらっと来られて傍聴しても構わないという原則がありますので、建物に入るときも一々身分証明書を見せて、どこへ来訪するか確認してとか、そういう手続はございませんので、そういう点では非常に開放されていると。小学生の子供さんとか中学生、高校生の学生さんの見学などもよくありますし、あるいは国内や外国のいろいろな方がお客様として来られることもあるということで、そういう点では開かれています。

非常に近寄りづらいイメージがあるというのは、やはり事件の性質がなかなか重苦しいものがあると。できればそういうものに巻き込まれたくないという心理を持つというのは皆様、どなたも共通だろうと。さらに法廷の雰囲気というのが訴訟法に基づいて厳格に行われておりますし、特に刑事事件ですと、非常に雰囲気が重苦しいということがあって、またテレビドラマなどで、そういう刑事事件のドラマが放映されることが多いということがあって、実際よりは相当かた苦しくて、重苦しくて、厳格な雰囲気がイメージとして醸成されているなという感じはあります。

司会 ちなみに見学に行くとしたら、いつごろがよろしいんでしょうか。

長沢 ただ法廷を傍聴するだけでしたら、いつでも裁判所に行って、今はどういう事件をやっているかということが受付にありますので、そこで調べて傍聴することができるようになっております。

あと、それ以外にもただ法廷を傍聴するだけじゃなくて、裁判所の職員の人から説明を受けたりという見学コースはあらかじめ申し込み制になっておりまして、申し込みをして、その上で見学をするということもできます。

あとは例えば、弁理士会さんであるとか、知財協会さんが裁判所のこういう人たちと懇談をしたいというようなことがありましたら、所定の手続を経て、意見

交換の機会を求めるといようなことも手続的に可能ですし、一部行われております。

司会 その際に職員の方が何か不親切ということがございませんでしょうか。

長沢 広報に当たる職員は、そういうお客様にご説明するというのが仕事なので、非常に人当たりがいい、そういう訓練を受けておりますけれども、問題は事件で出頭したときの書記官、それから裁判官が親切かどうかというのが問題になりますが、これは私の正直な感想では個人差が非常に大きいです。非常に親切な書記官から、それほど親切ではない書記官のばらつきが非常に大きい。それから裁判官にしても非常に丁寧な対応をする裁判官もいますし、逆に非常に高圧的と思えるような裁判官もいますし、これは個人差が大きいような感じがいたします。

司会 比率としてはやはり高圧的な方が多いのではないのでしょうか。そんなことはないですか。

長沢 多分、事件の種類によって、刑事事件はやはり相当、一般の感覚からすると、高圧的、強権的と見えてしまうでしょうね。あと非常に進行に困難を感じるような、厳しい行政事件、労働事件というものになりますと、どうしても強い訴訟指揮をしないと、訴訟が前に進まないということがあるので、これは一般に相当強い、強権的な訴訟指揮がされると。それに比べると、一般の民事事件というのは、それほど裁判所がぎりぎり訴訟指揮をしなくても、普通に進んでいきますし、特に知的財産事件の場合は双方当事者とも、それなりの訴訟に対するマインドが醸成されている当事者なので、いろいろな種類の訴訟の中でも、最も円滑に進行する部類の訴訟じゃないかと私は考えています。

（裁判官の担当分野）

司会 そういった中で、裁判所の中で、比較的円滑に進むということですけども、そうすると裁判官はどのような方が割り当てられて、どういう訴訟指揮を望んでいるのが普通なんでしょうか。

長沢 裁判官もやはり適材適所ということがありまして、事件の種類が刑事事件、行政事件、民事事件、あとは家庭裁判所の家事事件、少年事件と、いろいろバラエティーに富んでおりますので、それぞれの裁判官の適性に応じて、それぞれの裁判官に合った部門に配属するということができるだけやろうとしているわけです。

ただ、後で話が出ると思うんですけども、専門に特定の種類の事件を扱っているセクションというのは、裁判所において決して多くはないということで、大多数は一般民事、刑事、あるいは家事、少年部門になっていまして、それほど専門の部門が多いわけではないと。そうすると、適材適所といってもどの程度可能なかという、制度的な問題はあります。

司会 じゃ、それほど適材適所が配分されないこともあると。ただ、一応知的財産に関連するのにふさわしい人が割り当てられるということは努力されているということでしょうか。

長沢 どの程度努力するかというのは、結局、全体の制度との兼ね合いなんですね。裁判所全体の中に占める知的財産事件の割合というのは、件数にすると、多分0.1%ぐらいだと思うんです。ですので、裁判所の中では非常に数としては少ない。事件が重たいですから、通常よりも多くの裁判官が配置されているし、あと事件の特殊性によって、調査官が配属されているということで、普通の事件を扱っている部署よりも人員としては手厚くなっているということはありますけれども、転勤がございまして、そうすると、通常に転勤したのでは、知的財産部に配属され、知的財産事件を担当するという可能性は一般の裁判官にとっては極めて確率としては低い。

ですから、そういう制度の中で、知的財産に関しては適材適所というのはかなり難しい面があると。民事、刑事ということになれば、比較的民事が向いている、刑事が向いている、家庭裁判所が向いているというのは配慮しやすいですけども、専門事件については、その専門事件の適性に合った裁判官を配属するというのは、一般に難しいですし、特に事件数の少ない知的財産事件の場合は、制度上の限界があるだろうと思います。

司会 どうもありがとうございました。

(裁判官の教育)

質問者 今、お話しいただいた中で裁判官の担当に関して、裁判所の中でどのような教育がなされて、どのような経験を積んだ方が知的財産担当となってゆくのか、そのあたりの事情を教えてくださいませんか。

長沢 まず、裁判官の教育ですけども、基本的には裁判官は判事補も含めて、任命を受けたときから、独立官職ということで、自分の権限において裁判をす

ると。要するに上司の指示を受けないという立場にあるわけなんです。ですから、基本的には自己研鑽。特定の部に配属されると、そこには裁判長と、それから先輩の裁判官がいるわけで、そういう裁判官と一緒に仕事をする中で、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングということで、仕事を通じて、仕事を処理するのに必要な問題を研鑽するというのが基本です。

体系的に行われる教育研修プログラムとしては、裁判官になって1年目、3年目、6年目、10年目というあたりに全国の同期の裁判官が集まって集合研修をやりまして。ただこれは長くても10日間程度です。

あと留学希望者につきましては、外国語についての能力をテストした上で、短い人で3カ月、それから長い場合には2年間、外国の研究機関や裁判所で研修をする、長期在外研修という制度があります。これはやはり予算に限りがある関係で、人数に限りがありまして、試験に合格しなければ行くことはできないという点で、裁判官全員がそういう研修を受けられるものではない。

そのほかに、裁判官は世間知らずだというようなことを言われてきたのを契機に、例えば民間企業に出向させて研修させると。これは多分、知財協さんにも随分お世話になっていると思いますけれども、そういうことをしたり、あと行政庁に出向したり、そういうことで、今度始まります、法律事務所に出向させるというようなこともさせて、いろいろ幅広い見識を持つようということで、研鑽制度に努めています。

ただ、私が20年裁判官をやって、私は海外留学もさせてもらいましたし、民間企業に1年間出向もさせていただいたんですけど、やはり裁判所に属したまま、長い職業生活から見れば、非常に短期間、外部の機関に出向しても、ほんとうのところはなかなかわからないです。

私が裁判官を退官して、弁理士、弁護士の仕事をすることで、企業の皆様方とか、あるいは弁理士の皆様方と一緒に仕事をさせていただくようになって、やっぱり20年間、狭い裁判所の世界の中で仕事をしてきたなということは、日々実感する毎日です。ですので、研修はもちろんしないよりしたほうがいいんですけども、研修したから、それで広い見識を持ち、立派な裁判官に生まれ変わったというようなことがあり得ないのは常識的にわかりますね。

（心証形成）

質問者 教育について最初にお伺いしたのは、心証形成について興味があったからでして、今までは、裁判所の中で何か教育があって、その影響で考え方というものが形成されてくるのではないかと勝手に想像していました。裁判官が審理判断する時の心証形成について更にお聞きしたいのですが、心証を形成する重要な要因として、どのようなものがあるのでしょうか。

長沢 これという一つのものはないと思っていただいたほうがいいです。大きく2つのアプローチがありまして、事件全体を大づかみに把握して、その事件の落ちつきどころを見つけるというところからアプローチするのが1つ。それからもう一つは証拠の細かい内容を一つ一つ調べて、それを積み重ねていって、一定の結論にたどり着くという、最初はどこに行くかわからないということで、細かい証拠の検討をするというアプローチと2つ、大きくアプローチがあると思うんです。

それで、これは必ずしも相反するアプローチではなくて、私の場合ですけれど、必ず両方のアプローチから1つの事件を検討するというのをやりました。全体を大づかみにとらえて、ここが落ちつきどころということがあっても、その後、細かい証拠の検討をして、同じ方向へ行って、同じ結論に至れば、ああ、やっぱりこれでいいんだということがわかる。

それから逆に、事件によっては大づかみできるほど把握が容易でない事件の場合は、やはり細かい証拠を一つ一つ詰めていかざるを得ないんです。細かい証拠を詰めていって、その積み重ねで、ある一定の結論に理論的に到達したという場合に、その時点では相当事件の全容を把握することができていますから、その把握した全容に基づいて、落ちつきはこの辺だろうという、その落ちつきどころに、私が証拠の積み重ねで到達したところが一致するかどうかを検証するという事件もあります。これは事件の全体的把握が容易な事件と難しい事件とでアプローチが、私の場合はやはり違

うということです。

もう一つ気をつけていただきたいのは、裁判官によって、全体的な把握、事案の落ちつきというのを非常に重視する裁判官から、細かい証拠の詰めを重視する裁判官まで、ある程度ぶれがあるんです。ですから、私が弁護士をやるようになってから気をつけているのは、この裁判官の発想は一体どちらを重視するのだろうかということ。もちろん両方に目配りする必要があるんですけども、比較的全体的な印象を最初から前に出す場合と、細かい法律上の論点を詰めていく作業を前に押し出す事件とを分けます。

あと、これは意識していただきたいと思うんですが、裁判官というのは一体どういう能力について、訓練を受け、たけているかということを考えていただきたいんですけど、大多数は大学で法学を勉強し、司法試験を受験して、司法修習生として今は1年半ですけれども、実務研修を受けて、それで裁判官になっているわけです。

裁判官の教育でどういうものがありますかということについては、先ほど申しましたとおり、担当する事件を処理するための法律問題を自己研鑽するというのが基本ですから、そうすると、法律問題については非常に専門家であるということはあると思うんです。ただ事実認定については、すべての種類の事件について系統立った教育を受けてはおりません。裁判官が比較的多く扱う種類の事件、一般民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件、こういう事件はとにかく数多く扱うことによって、経験を積んで、なれてくるということで、仕事を通じて、相当程度専門性を獲得することができるということが言えるだろうと思います。

ただ、裁判官がめったに担当することがない特殊事件、専門事件については、経験が乏しいわけですね。その乏しい種類の事件について、的確に事実認定をするというのは決して裁判官にとって容易なことではないんです。

だから、知的財産事件が最も数が少ないという点で、習熟するのが難しいということはあると思いますけれども、それ以外にも特殊な倒産事件、例えば会社更生事件なんか特に特殊ですけれども、そういう事件であるとか、あるいは医療過誤の事件であるとか、あるいは建築物の建築瑕疵の訴訟であるとか、そういうものについては、医療過誤があったかどうか、建築物に瑕疵があるのかどうか、これを裁判官が自力で理解する



というのは至難のわざなんです。

私はたまたま、こういう専門事件も担当していたことがあるものですから、わかるんですけども、そういう専門的な知識・知見を要する事件については、一般的に裁判官は事実認定の専門家であるとは言えないと思っています。

質問者 先ほど、2つのアプローチがあると教えていただきましたが、実際に知的財産の訴訟といっても、特許や商標などさまざまな事件がありますが、やはり同じようなアプローチが行われると考えてよろしいのでしょうか。

長沢 まず特許・実用新案の事件と、それ以外の知財事件をちょっと分けますと、特許・実用新案についてはやはり細かく検討しないと、全体的な把握から入るというのはなかなか難しいです。少なくとも、本件発明についての明細書を読んで、それから侵害訴訟でしたら、イ号製品の構成について細かく見てという作業をしなければ全体把握というのは無理。それをしなくてももう、一見してわかるというのはよっぽど非侵害が明らかか、侵害が明らかということでしょうけれども、普通はそういう細かいアプローチから入ります。

意匠・商標はどうしても全体的把握から入ることが多いです。「あ、似ているじゃない」とか、「これは似ていないじゃないか」とか、そういうところからどうしても入っていく傾向があると思います。ただ、それはちょっと危険なんです。私は意匠・商標だから、全体的把握からというのについては、いささか警鐘を鳴らさたいと思っています。

事件の種類によって分ければ、そんなふうに分けられるのではないかと思います。

質問者 ありがとうございます。

（事実認定と裁判官の技術理解）

司会 事実認定で、こちらで裁判官の理解を容易にさせるための努力としては、どういうことが考えられますか。

長沢 まず先ほど述べました、裁判官が専門的な事実関係について、必ずしも事実認定のプロとは言いがたいということを念頭に、わかりやすい主張・立証に心がけていただくということが大切だろうと思います。こんなことは裁判官なんだから説明しなくても当然わかっているという感覚でお話をされるのが裁判

官時代に多かったんですが、私が持っていた科学技術に関する知識というのは、自分で振り返ってみますと、事件当事者の方々が見ていたレベルよりも相当下だったと思います。もちろん、そのギャップを埋めるために調査官という制度があるわけですけども、私自身はやはり科学技術に関する知識はそんなに高度なものを持っていたわけではないです。

ですから、やはり裁判官にわからせる、そのためのわかりやすい主張・立証というのが非常に必要だと。つまり、企業の特許担当の皆様であるとか、あるいは弁理士の皆様の同じ目線で裁判官と議論されても、それは通じないということなんです。

じゃ、どうするか。裁判官に直接訴えかけるならば、やはりわかりやすい主張・立証。ほんとうに高度な技術になると、それは難しいです。相当程度、正確性を犠牲にしないと、わかりやすく説明できない。その場合は、裁判所に調査官がおりますので、調査官には少なくともきちんと正確に理解してもらおう。調査官から裁判官に伝えてもらうような策を考えなければいけないということです。

司会 裁判官の技術レベルというのは、我々はちょっとわからないところがあるんですけども、大学受験ぐらいだと思えばよろしいでしょうか。皆さん、どうでしょう。

長沢 大学受験のときに、私大の法学部を受験した場合には、高校で勉強した数学、理科の知識というのはほとんど残っていないですよ。高校でやったことは忘れ、大学では理科系の科目をとらず、ひたすら法律の勉強をして裁判官になり、一般民事事件、刑事事件を処理して5年、10年、15年、20年たって、初めて知的財産部知財高裁の裁判官として着任をして、その裁判官が特許訴訟を担当することがあるというのが今の制度です。そうすると、そういう裁判官にどの程度の科学技術の知識を期待することができるか、それは非常にわかりやすい、想像しやすいと思うんです。

大学で技術の学位を持っているか持っていないかというものの基準で、テクニカルバックグラウンドがある、ないということを使うんですけど、私は国立大学を卒業しているから、一応大学受験で一生懸命、物理とか化学とか勉強しましたし、数学も勉強しましたので、今でも、高校の教科書を読んでみると、高校卒業レベルの知識で相当程度役に立つんですね。

あと、それにプラス、この特許事件に必要な知識を双方当事者から主張・立証してもらって、それを調査官から説明してもらってということなので、相当程度できるし、あるいは私が今、特許訴訟の代理人で予備知識をもう一回思い出すという場合に、結構、高校の教科書からもう一度見直したり、そんなことをしているんですけども、高校で勉強した物理・化学の知識があれば、その上で専門家から説明を受ければ、相当程度わかるなという感じがするんです。だから、テクニカルバックグラウンド、理工系の学位がある、ないということだけで、わかる、わからないという議論をするというのは必ずしも当たっていないだろうと。

そうすると、逆に裁判官になって15年、20年たって初めて特許事件を担当する裁判官でも、その気になれば、高校時代の教科書から勉強し直して、必要なら中学時代から勉強し直して、相当程度知識を得て、そこまで自分を引っ張り上げて、それから双方当事者から主張・立証があった技術事項を調査官から説明を受ければ、判断するのに必要なレベルにまでは到達できるというふうに私は思っています。

ただ、そこまでやるだけの時間的なゆとりが裁判官にあるかということ、これが深刻なんです。裁判官が非常に多くの事件を抱えているので、1つの事件にかけられる時間が限られていて、そうすると、技術について限られた時間内で理解し、判断をしなければいけないと、そこに問題があるなという感じがいたします。

（調査官制度）

司会 ありがとうございます。心証形成には、今の事実認定が非常に大事なんですけども、ほかにもいろいろ影響するものがあると思うんですね。

質問者 先ほど先生が言われた裁判官の技術理解なのですが、我々企業側として、今度知財高裁ができたということで、知財高裁裁判官の特許制度下の進歩性の技術理解度は、他の高裁裁判官より高いのではないかなという期待があるんです。

それで、今、調査官のことを言われましたが、技術理解できないときは調査官の判断を100%採用されるのかなということがあります。技術裁判というのは原告も被告も自分の考えていることを信じて、それに専門の先生の解釈とかそういうことを出してやるのですが、その非常に高い技術を法的に裁判される中で、調

査官の判断、それから技術理解度というのがいかによくなっているかということをお教えいただきたいのです。

長沢 調査官がどういう人の中から採用されているかはご存じでしょうか。

質問者 特許庁の審査官です。

長沢 はい。特許庁の審査審判を15年から20年担当した人を調査官として採用する。あるいは弁理士として15年から20年の経験がある方を採用するということをしていますが、裁判所は調査官の担当技術分野を電気・化学・機械の3分野にしか分けていないんです。非常に大ざっぱなんですね。すると、すぐにおわかりのように、例えば無機化学を専門にやってきた調査官がバイオの事件を担当したりするわけなんです。だから、調査官の専門性というのをあまり高くお考えいただくと、必ずしもそうではないということがあります。

調査官の主たる役割は、双方当事者から提出された主張・立証関係を自分なりにかみ砕いて裁判官に説明をするというのが最も要求される能力なんです。その調査官が全部その技術分野の知識を持っていて、その技術分野の知識に基づいて何かを判断するということができるような状況でないことは、今の私のご説明でおわかりいただけたと思うんです。そんなことができるほど調査官の専門性が生かせるような制度になっていないということです。それを補うものとして、今度専門委員の制度ができて、専門委員に関しては、まさに当該技術分野が専門の専門委員を任命するという一方で、さらに専門性を高めようということになったわけです。

特許訴訟といえども民事訴訟、行政訴訟で証拠裁判主義の大原則がありますから、証拠として提出されていないものに基づいて事実認定してはいけないわけです。ですから、調査官が自分でいろいろな文献をサーチして、それに基づいて裁判官が事実認定をするというイメージは全くの間違いです。あくまでも当事者双方から提出された証拠に基づいて事実認定はする。ただ裁判官が生きた技術文献や公報を見たのではよくわからないから、調査官がわかりやすく説明するというイメージでお考えいただけるといいと思うんです。

それで調査官から説明を受けて、それでも裁判官がわからないということになった場合には、当事者に、この点について裁判所は理解できないと言って、ということなのかを双方当事者に聞かなきゃいけないですね。それについて双方当事者がさらに証拠を出す、

あるいは主張を追加して、裁判所を理解させるということをやるのが訴訟法の規定している手続です。裁判官がわからないのに、調査官がこう言っているから、これをうのみにするというをやったら、それは民事訴訟法上不適法な認定になりますので、それはやっちゃいけないことです。

司会 ほんとうにやっていないんですか。これはオフレコでもいいんですけど。

長沢 それは私はやっていないと認識しています。ただ、客観的な意味では理解不十分でも、主観的に裁判官がわかった気になっているということはあり得ると思うんです。ハイテク技術を隅から隅まで全部理解しなければ裁判できないかという、そんなことはないし、細かいところはわからないながらも、正しい判決ができるレベルまで裁判官は理解すればいいわけなので、そこまで到達すれば、判決することができる。調査官から説明を受けて、なるほどそういうことかということに納得をした。それがほんとうは十分な理解ではなかったという場合があるかもしれないです。そうすると、結果的に見ると、裁判官はわかっていないのに、調査官の意見をうのみにして判決をしてしまったとして、調査官判決だという批判につながってくるということはあるのかもしれないです。

司会 わかりました。ありがとうございました。

それは審決取消訴訟でも、地裁の侵害訴訟でも全く同じような比率なんですか。やっぱり専門性という、取消訴訟のほうが高いように思われるんですけども。どちらかという、調査官の意見が色濃く反映されるのは取消訴訟のほうかなとも思うんですけども、その点はいかがでしょう。

長沢 私が地裁と高裁と両方担当した経験からすると、やはり高裁の審決取消訴訟のほうが、裁判官の立場からすると専門性が高い、特殊性が高いと思います。だからその分、調査官の役割が大きいんじゃないかと言われれば、そのとおりだと思います。ですので、高裁の審決取消訴訟では、特に調査官の重要性というのを当事者の立場からよく理解した上で、訴訟に対する対応を考える必要があると思います。

司会 すみませんでした。侵害訴訟と取消訴訟の違いといいますか、雰囲気とか、いろいろ審理の違いとかということがちょっと私はわからないんですけども、その点について言及していただけないでしょうか。

長沢 今、審決取消訴訟のほうが訴訟類型の中で専門性、特殊性が侵害訴訟に比べて高い。そういう事実があるだろうと。それに伴って調査官の重要性も高裁のほうが高いだろうと申しました。それに応じて審理の方法がやはり違っています。というのは高裁の手続は原則として調査官が立ち会うようになっていきますし、それから調査官の裁判官に対する調査報告も地裁に比べると、手厚いということが言えます。

地裁の場合は、手続に調査官が立ち会わないということが結構多いです。調査報告も今は変わったかもしれませんが、少なくとも私が裁判所にいたころは、高裁に比べるとはるかに調査報告は簡潔だったです。そこは地裁と高裁における調査官の果たす役割の違いによって、審理の方式も違うということになっていると思います。

(準備書面と心証形成)

質問者 それでは、先ほどの心証形成の話なんですけど、例えば準備書面の出し方が一方の当事者は熱心だけど、一方はちょっと熱心じゃないとか、あと訴訟代理人が一方のほうがちょっと知名度が高いとかいったことというのは、その心証形成に幾ばくかの影響というのはないものなんでしょうか。

長沢 まず準備書面も、それから証拠も一番適した時期に出す、適時提出主義というのが民事訴訟法にも規定がありますけど、一番適した時期に出すというのが基本的なポリシーです。だから、出せる証拠があるのにあえて出さないというのは、よほどの作戦があつてのときで、普通は訴訟の最後の段階で重要な証拠がいきなり出てくるなんていうのは不自然なんです。だから、そういう証拠は証明力がないといって、裁判所によってはねられる可能性が高いから、重要な証拠はやはり原則早く出すということをやります。

それから主張関係でも、何でこんな終結間際になってこの主張が出てくるのかという主張が後から出てくると、やはり不自然なんです。早く出ていけば、別に不自然じゃないという場合ですけども、そういう非常におくられて出てくるような主張については、やはり信用性が乏しいということになるので、これはやはりきちんとした時期に主張し、証拠を出すということに私は心がけています。それは当然、裁判官の心証に影響を与える。理由は今申し上げたとおりです。

それから弁護士の名前ですけれど、事件が配転されてきますと、地裁の裁判官だったら、まず何を見るかといったら、原告の代理人がだれか、弁護士先生、弁理士先生はだれがついているかというのがやっぱり気になりますよね。真っ先に見ます。それから高裁にいると控訴代理人、被控訴代理人はだれがついていて、それから一審判決をだれが書いたか、これはものすごく気になるんです。だからどうしてもまず、それから見てしまいます。

じゃ、それで結論が何か決まるのかというと、それはいいです。やはり結論を出すときには冒頭のほうでも申しましたように、事案全体の大づかみの落ちつきと、それから個々の細かい証拠の積み重ね、これで結論を出さないと、まさか判決理由で、「原告代理人は非常に著名な弁護士であり」なんて書いたって、そんなものばかにされるだけですから、そんなことは絶対書けない。

そうすると、判決には書かなくて、裁判官の心証に影響を与えるんじゃないかということがちょっと疑問に思われるかもしれないんですけど、引きずられている人が全然いないという証明はできませんが、私の経験で言えば、著名な弁護士先生の事件でポカが出ることはあるんですよ。多分、若い先生から応援を頼まれて、チェックをしているんだけど、基本的に自分の事件とは違って、チェックがちょっと甘かったということなのかもしれないんですけど、非常に有名な先生が代理人をされている事件で、ミスがあったというのはあります。だから代理人の名前で安心してしまっただけとはいえないというのは、私は心がけていました。

それから地裁の裁判官でも著名な裁判官とそうでない裁判官といます。じゃ、著名な裁判官だったら、高裁は維持してくれるのかというと、決してそんなことはないです。私が地裁の非常に有名な裁判官の判決を破ったなんていうのは、日常茶飯事でありましたし、有名な裁判官と控訴されて破られない裁判官とは同じ人とは限りません。いわゆる有名な裁判官だからといって、必ずその裁判官の判決が維持されるとは限らない。

それからちょっと話が戻りますけど、有名な弁護士さんだからといってミスがないとは限らないと申しました。ただ、やはり有名な弁護士さんは有名になるだけの理由が何かあるんです。やはりきちんとした仕事をして、依頼者の企業の方々や、あるいは弁理士の先

生方から、あの弁護士はきちんと仕事をすると、親身になって仕事をしてくれると、やはりそういう点から有名な弁護士になっていくということがあるだろうと。別の理由で有名になっているという弁護士もいますけれども、きちんと仕事をしたことが評価されて、有名になっていくということも当然あるということと、そういう場合は、有名だというのは原因ではなくて、いい仕事をして、きちんと主張・立証活動をして、いい結果を生んだ、いい判決になった。その結果として有名になってきたと。原因と結果がその意味では逆ということなのかなと思っています。

質問者 ありがとうございます。

（補佐人・共同訴訟代理人）

司会 代理人の話が出ましたけれども、我々弁理士は共同訴訟代理人として参加できたり、補佐人として参加できたりするんですけど、後々鑑定に及んできたりすることもありますけれども、大体補佐人として、共同訴訟代理人とか、鑑定人とか、意味があるんでしょうかね。

長沢 すみません、鑑定は除いておきまして、弁理士の先生方が関与する場合、弁護士のいない補佐人だけという訴訟もあり得ないわけではないですが、それはめったにないから、補佐人あるいは共同訴訟代理人として関与される場合には、弁護士の先生もついているわけですね。だから、何か訴訟活動で間違ったりすれば、それは弁護士の先生のほうの責任なので、別に弁理士の先生方の問題ではないと。

問題は単独代理ができる、審決取消訴訟なんです。単独代理の審決取消訴訟はぜひとも心がけて訴訟活動に臨んでいただきたいと思います。というのは、弁護士の場合は到底考えられないようなことがたまに弁理士単独代理の事件の場合に起こっているということがあるので、それはお気をつけいただく必要があるだろうと思うんです。

そういうことがあると、弁護士の立場から、やっぱり弁理士単独代理は無理だと言われることになりますので、その審決取消訴訟の単独代理はぜひとも心して臨んでいただくことがいいんじゃないかと思っています。

司会 具体的に信じられないようなことって、どんなことがあるんでしょうか。

長沢 一番信じられなかったのは、出頭された代理

人の弁理士の先生が事案の内容をほとんど把握されていなかったということです。それは非常に驚きました。

あとそれから、準備書面でご主張になっていることが、ほぼ全く理解不能な内容で、これは技術内容がわからないのではなくて、日本語として意味不明というのが、これも驚くべきことです。こういう例は少ないんですけど、ただわずかでもこういうことがあると、「だから弁理士単独代理は」と言われる理由になっちゃいますので、それはやはり限りなくゼロに近づけていたいただきたいという感じがするわけなんです。

この2つの極端な例まではいかないものの、それに近い要素が弁理士単独代理の事件では時々見られるということなんです。

（知財高裁）

質問者 次に知財高裁についてお聞きしたいと思います。

知財高裁ができて、企業側としてはかなり期待している部分があるのですが、知財高裁設立に対して、地裁とか高裁の現職の裁判官については、どんな意見をお持ちだったのでしょうか。

あと知財高裁が結局、東京高裁の支部になったわけですが、そのいきさつについてもお聞きしたいのですが。

長沢 知財高裁を設立すべきだという意見が出てから、裁判所内部はどのように考えていたかということ、知財高裁設立の必要はないという意見がやはり圧倒的に多数だったです。というのは、東京地裁にも東京高裁にも知的財産の専門部がありまして、それは昭和20年代からあるわけなんですけれども、知的財産事件はそこで専門的に審理をしてきたと。調査官制度も早い段階からできていた。それをなぜ、知的財産高等裁判所というものをつくらなければいけないのか、その理由がわからない。つくったところで、別に当時の東京高裁知的財産部と一体何が違うんだということで、裁判所内では改革の必要性には非常に疑問の声が高かったです。

質問者 そういったことも伝え聞いていたもので、知財高裁ができていきさつについてお聞きしたいと思ったんです。

長沢 知財高裁を設立すべきだという要求は裁判所外から出てきているので、裁判所外で設立すべきだと

いうご主張をされた方々のそういうお考えが、高裁支部としての知財高裁ができた理由です。ただ、独立した知財高裁ではなくて、東京高裁支部として知財高裁ができたというのは、やはり独立した高等裁判所を1つつくるということは、予算や人の手当てで負担が非常に大きいわけなんです。

例えば知財高裁を1つつくるために、高裁を1つ廃止するということを主張された方がいて、高松高裁を広島高裁と統合するという案。そのかわりに独立した高裁としての知財高裁をつくるという案が出されて、これだと予算的に大丈夫なんじゃないかということも言われたんですけど、ただそれにしても、独立した高裁を1つつくるということになりますと、今の東京高裁の建物の中につくるというのは不可能で、じゃ、どこにつくるんですかと。霞が関界隈にはとてもありませんよね。そうすると、特許庁から離れ過ぎていて、むしろ使い勝手が悪いんじゃないですかとか、いろいろそういう議論があつて、そうすると、今の建物の中につくるとしたら、ちょっと独立した高裁は無理だと。

あと高松高裁を廃止するのは四国地方の法曹界から非常に強い反発があつたし、いろいろな状況があつて、その結果、高裁支部としての知財高裁ができたという結果だと私は思います。支部になったのは、知財訴訟の専門性云々が決定的だったのではなくて、やはり予算とか、その他の状況の結果だと思います。

知財高裁になって専門性がどうなったかということなんですけれども、まだ設立されて半年もたっていない状況ですので、そんなに専門性が飛躍的に向上するというのは、ないものねだりだろうと思っています。これから、どのように専門性を高めていくことができるのか。それは知的財産高等裁判所なり、その上級庁である東京高裁、最高裁の努力いかんにかかっているだろうと。これから専門性を築いていけるかどうかが決まるんだろうと思います。

司会 どうもありがとうございました。



（産業政策と法解釈）

質問者 知的財産法の解釈について、お伺いさせて頂きたいのですが、知的財産法は産業政策法ということだと思うのですが、そうしますと、その解釈には、一般私法の場合と異なって、単純に権利義務の存否の判断だけでなく、政策判断も含まれてくることになるのかなと思ひまして、そこで行われているのは果たして純粋な法の解釈なのか、それとも立法に近いものなのかというのが微妙になってくるのではないかという印象を抱いておるのですが、そのあたりのことに対して、長沢先生はどういったスタンスのもとで、裁判に臨まれていたのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

長沢 政策判断の余地が一番大きいのは行政法関係だと思ふんです。裁判所で言えば行政訴訟だろうと思ふんですけれど、その場合に、政策判断をどのように法解釈に反映させるかということは、一般的には私の専門ではありませんけれども、法解釈の前提となる社会的事実に基づき、一定の政策判断をするわけですね。

私も行政事件を扱ったこともありますけれど、それに比べると、特許訴訟は審決取消訴訟も侵害訴訟も、ほかの知財訴訟もそうですけれども、政策判断の余地というのはほとんどないです。例えば、最近、産業政策が独占的な方向に動いているから、特許の数を減らすため意図的に権利を無効にしなければいけないというようなことは、審決取消訴訟の場合に全く考えないです。それとか侵害訴訟の場合に、特許権が強いと、独占が進むからよくないとか、逆に発明をもっと奨励しないといけないから、特許権の範囲を広くしようとか、あるいは均等論の範囲を広くしようとか、そういう考慮というのは裁判官が個々の判決をするときには、まず考えないです。その事件でどういう主張・立証がされているかというのがほぼすべてです。事件全体を見渡して、プロパテント政策にしようとか、そういうことは裁判官は考えないです。

まして、これは残念なことですが、外国企業から負けたんだろうということを言われることがあるんです。少なくとも日本の裁判所は外国企業に対する偏見であるとか、日本企業に対する優遇というのは全くないです。これは知財協会さんとすればがっかりかもしれないんですけど、ほんとうにそうなんです。

だから、非常に純粋に、その事件で判断しなければ

いけない事実と法解釈の問題、それに日本の裁判官は集中していますよ。それは視野が狭いのかもしれないですけど、ただ目の前にある事件をとにかく一生懸命考えて判断すると。一生懸命調べてというのが日本の裁判官です。

結果として、例えば数年前から審決取消訴訟で特許庁が有効と判断した審決がばたばたと高裁で無効になって、一体何なんですかと。東京高裁が一定の政策的な意図があつてやっているんですかということは何度も聞かれましたけど、そんなことは全然ないです。もっと全く別の原因なんです。

それから職務発明の相当対価の請求訴訟で、金額がぼんと上がったり、また下がったりとか、いろいろ言われていて、これも裁判所の政策判断だろうとか、あるいは最高裁から何か指示が飛んだんじゃないとか、そういううわさもありますけど、これは私、何度も講演で話していることなんですけど、今の日本の裁判所で、裁判所の所長であるとか、最高裁が何らかの指示はもちろんのこと、示唆をすることもないんです。

というのは、かつてそのように受け取られて、大きな社会問題になった時代がありましたので、同じような過ちを繰り返さないということで、個々の裁判の内容について、ほかの裁判官に何か指示をする、示唆をするということは非常に警戒的になっています。ですから職務発明訴訟の認容額が大きく上下したことも、何らかの政策判断でそうなったものではなくて、たまたま一番の裁判官と高裁の裁判官で判断が違ったということではかないんです。

ですから、裁判所は司法行政の面では一体性を保たなければいけないということで、いろいろ上級庁からの指示というのがありますけど、個々の裁判については何らかの圧力が加わってどうこうとか、何らかの政策判断を優先したために、傾向がこう変わってというものではないです。

特に最高裁は司法行政部門と裁判部門が分かれていますので、司法行政部門が何か仮に高等裁判所や地方裁判所に示唆をしたとしても、最高裁判所の裁判部門がどう判断するかというのはわからないわけです。私は最高裁調査官として、最高裁判所の裁判部門で5年間仕事をしましたからわかりますけど、最高裁の裁判部門はそれこそ最終審、最上級審として、変な圧力というのは受けないですから、そうすると下級審の裁判

官も最高裁がどういう判断をするだろうかということ
は、判例を尊重せよという一般原則から判断します。
そのためには最高裁の判例あるいは高裁の判例もそう
ですけど、判例を読むことが大切なのであって、政策
判断を一生懸命学ぶということとは違うんです。

司会 わかりました。

（職務発明判決）

質問者 職務発明のお話が出ましたので、ご質問さ
せていただきたいと思うんですけども、基本的に第
一審と第二審の判断は担当する裁判官の判断が違った
というお話ですけども、それにしても、あまりに開
きがあると。というのは、予測がかなり難しいのでは
ないかというお話があるかと思えますけれども、その
点に関してはいかがでしょうか。

長沢 今はまだ相当対価について計算手法は最高裁
で判例が出ていない状況にありますので、早く判例で
一定の計算手法を判示して、それで早く相当対価額の
算定手法を統一してほしいと。それによって、予見可
能性、裁判の予測可能性を高めるということをしてほ
しいと思います。

ただ、日亜化学の事件に関しては、あれは一審と高
裁は事実認定が全く違うんです。発明された当時、そ
の企業がどういう状況で、どういう技術水準にあった
かという、その認定が全く正反対になってしまえば、
それは結論も全く正反対になってしまうということ
で、それは事実認定を裁判所がやるということからす
る不可避的な現象で、そういう事実認定で予見ができ
ないのは、困ったことだということ、じゃ、どのように
認定するのが制度として望ましいのかということが問
題です。陪審員がいいんですか、あるいは専門家の参
審員がいいんですかと、いろいろ外国でとられている
制度がありますけれど、必ず何らかの問題点を抱えて
いるということなので、さらに日本の訴訟制度も改善
をしていくということが必要だろうと思うんです。

（裁判官のやりがい）

質問者 人それぞれかもしれませんが、長沢先生は
当時、裁判官のやりがいをどのようにお考えでしたか。

長沢 これが裁判官のやりがいという、そんなこと
をお話するのもちょっと僭越なんですけれども、弁
護士・弁理士になってから感じることなんです、や

はり弁理士・弁護士は最終決定権はないんですね。裁
判官が裁判するんですね。ですから、それによって企
業が例えば特許訴訟だったら、一部門から完全撤退し
なければいけないということになったりするわけで
す。その判決の重みというのは非常に大きいものがあ
ります。ですから、そういう点では裁判官として、最
最終的に1つの事件において判断をするということは非
常に重要な仕事だし、裁判官としてはやはりそういう
一つ一つの事件を裁判することに生きがいを感じてほ
しいなと思います。多くの裁判官は実際、そういうこ
とでやりがいを感じているんだろうと思います。

あと、判例を形成するということができるのは裁判
官しかいないわけです。判例というのは法的拘束力は
ないと言われますけれど、実際は後の裁判について非
常に大きな影響力を持っているし、特に最高裁判例と
いうのは、もう立法と同じか、それ以上の重要な役割
を果たしていますので。私は幸いなことに5年間、最
高裁で最高裁判例づくりのお手伝いをさせていただい
た。調査官の職務自体がそうですし、それから最高裁
の最高裁判事6名で構成されている判例委員会という
組織がありまして、そこで最高裁の公式判例集である
民集・刑集の判例選択とその事項要旨をつくるという
作業をやるんですけど、その幹事もさせていただいて、
その判例形成の役割というのが非常に重要だなという
ことを感じました。

ですから、もちろん立法機関、行政機関においても
法創造ということも行われるわけですけど、やはり裁
判所における判例という形での法創造というのは非常
に重要だという点でやりがいを感じていました。

あと、そういう法創造という側面では、やはり問題
になっている法律問題について、十分に検討して、い
ろいろな文献なり先行する裁判例を検討して、いろい
ろ分析をして、そのためにいろいろ関連する論文を書
く機会もありましたし、そういう点でも非常によかつ
たなと思っております。

ただ、今の裁判官の執務状況というのは非常に過酷
なものがありまして、例えば北は北海道稚内から、南
は沖縄の石垣島まで裁判所がありまして、3年ごとに
転勤しなければいけない。ほんとうに九州から北海道
に転勤とか、決してまれではないんです。そういうこ
とがあるし、それから裁判官の給料が幾らというのは
申しませんけれども、多分一般的に想像されているよ

りもはるかに安い給料で働いているし、なおかつ事件の負担は非常に重いんです。

知財高裁の裁判官1人が何件事件を抱えているか。多分、50件じゃきかないです。きょう現在で、ある裁判官が何件知財事件を担当しているかといったら、50件は確実に今でもあると思います。私が一昨年、知財高裁にいたときには、大体150件ぐらい担当していましたし、非常に事件の負担が重くて、だから当然、夜中まで仕事をするし、土日もなかなか休みをとれないという状況にあるんです。日本の裁判を充実するためには、まず裁判官の今の過酷な勤務条件をもっと楽にして、その分、自己研鑽の時間と余裕、あるいは1つの事件に対して、もっとじっくり取り組めるだけの時間があつたらいいなと思います。裁判官をしていた当時は、私は切実にそういう問題を感じました。

質問者 ありがとうございます。

（裁判官のタイプ）

質問者 先ほどの2つのアプローチに関してですが、各地裁や高裁のそれぞれの裁判官が、どちらのアプローチで審理判断されているのかは、判決文を読めば多少なりとも解るのでしょうか。

長沢 それはわかりません。最終的に行き着くところは、大体同じようなところに行き着くのが多いんです。ただ、右側に走り出しちゃった裁判所を一生懸命左側に方向転換させるというのは、弁護士としては大変な苦勞じゃないですか。だから、それをやらされるぐらいだったら、最初から左に走ってもらえるように、第一印象をよくしようと思いますね。

でき上がった判決は別にそんなに違いはないですけど、ただ大づかみを重視する裁判官というのは、私から見れば、ちょっと結果に予見可能性が乏しいかなと。ぶれが大きいかなという感じはします。細かく詰めていく裁判官のほうがどちらかといえば、安定しているんです。ただ安定している裁判官に限って、なかなか判決が出ないというデメリットはあります。当たり前のことなのかもしれないです。

（心証開示・和解勧試への対応）

質問者 私どもが当事者にならないと詳細がわからないものとして、裁判上の和解があると思います。この裁判上の和解に関して、裁判官の心証形成など、

そういう点で何かお話があればお聞かせ願えないでしょうか。

長沢 年々、裁判上の和解が積極的に活用されるようになってきています。それに伴って、裁判所が心証を開示して和解を勧めるということも年々増えております。そのときの心証形成なんですけれど、当事者代理人の立場からすれば、それはその企業さんの立場からもそうなんですけど、その裁判官がどのぐらい詰めて検討した上で心証を形成しているかということを確認することがまず第一に必要です。まだほんとうに暫定的なざっくりした印象にすぎないならば、その心証開示に従う必要性は低い。だけど、最後の最後、あとはいつでも判決できますよという状態になってから心証開示を受けたときには、もう和解をけつたらこの内容で判決されるという前提で考えなければいけないということです。

それからもう一つは、心証開示と和解勧試の内容が納得できるものなのか、我慢できるものなのか、あるいは我慢できないものなのか。それをしっかり社内で検討していただいて、ここまでは納得できるけど、これから先だったら控訴だという、はっきりとした方針を立てていただかないと、裁判官は説得を続けますから、例えば支払う側だったら、いつまでたっても、まだ増額できますか、まだですかとどんどん、和解金額が増えていくとか、そういうことになりかねないですから、そこははっきりと方針を決めておく必要があると思います。

質問者 ありがとうございます。

（準備書面・チームワーク）

質問者 長沢先生が裁判官として事件に関与したときに、どのようにお感じになったかということをお聞きしたいのですが、当事者である会社の方がいらっしゃって、代理人として弁護士と、それから弁理士のいわばチームを組んで訴訟活動を行っていく中で、裁判官の方から見て、このようなチームが三者一体となつてうまく機能した準備書面となっていると思われる書面というのはどういうものでしたか。また、質の高い準備書面を作成する上で、弁理士がどのように機能するのがいいだろうというか、何かそういう典型的ないい事例がありましたら、教えていただきたいと思います。

長沢 私は裁判官の当時は、準備書面は全部弁護士

が一から構想を練って、書いて、提出しているものだとばかり思っていました。(笑) それで弁護士の仕事を始めて、必ずしもそうじゃないということが初めてわかったので、多分、現職の裁判官も準備書面は全部、一から弁護士が起案していると思っていますよ。ですからチームワークがとれている、とれていないということは念頭にないです。チームワークでやっているとは思っていないです。企業の担当者の方、弁理士さん、弁護士さんと、実はチームなんですね。ところが裁判官は弁護士しか見ていないです。

私も今になれば実感としてわかるんですけど、ある事件で非常に微妙な心証開示だったものですから、ちょっと弁護士先生だけ残ってくださいと。弁理士の先生と企業の方はちょっと退室してくださいと言って、微妙な話を始めたら、弁護士の先生が「いや、ちょっとその手の話は困ります。この事件は私のお客様じゃなくて、弁理士のだれだれ先生のお客様の事件だから、私に言われても、私の立場として困ります」と言われたんです。

実は、私はそのころはまだ判事補だったし、「え、何のことだろう」とわからなかったんです。だって、あなたは弁護士でしょう。だから一番難しい微妙な話をするんだったら、弁護士であるあなたに話をするのは当然じゃないかと。これは私が思っただけで、弁護士さんには言っていないんですが、そう思ったんですよ。

それから十五、六年たった今、あの言葉の重みがよくわかります。私は今だったら、弁理士の先生のお客様の事件を私がお手伝いさせていただいているときに、弁理士の先生を外して、私だけ微妙な話で裁判官とやりとりなんていうのはできませんよね。もちろん、もっと対処の仕方はあると思うんですよ。聞くだけ聞いておいて、後でよく弁理士の先生と検討するとか、そういうのはあると思うんですけど、その先生は「いや、立場上困りますから、弁理士の先生を入れてください」ということを言われたし、最後は和解をけられたんですよ。私が一生懸命考えた和解条項だったんですけど、けられちゃって、そのときに、「弁理士の先生がこれではだめだということなので、私としては和解を受けられません」と言われたので、「あなたは弁護士でしょう」と思ったんですけど、今ならその発想はよくわかります。

あるいは弁護士さんから、「いや、依頼者が納得してくれないものですから」と言われて和解を拒否され、

裁判官の当時は「そんなこと言ったって、説得してくださいよ」と思いましたけど、今になると、依頼者を説得するって大変だなということが実感としてわかります。お客様は神様ですよ、やっぱり。知財協さん、お世話になっています。ほんとうに逆らえないですから。(笑)

だから裁判官にはチームワークという感覚はないです。

司会 それは困ったものですね。

(外国判決の影響)

質問者 もう一点お聞きしたいことがあるのですが、世界的にいろいろな国で同じ案件が同時期に争われることも多いかと思います。そういうケースで、例えばヨーロッパなりアメリカなりで、最初に判決が出た場合に、他国での判決の内容というのは、裁判官の心証形成に影響するのということをお聞かせ頂ければと思います。

長沢 一般的にはないです。というのは、その対応特許のクレームがどうかということで、全く同じというのは私はほとんど見ませんね。大体何か違うんですよ。もちろん、その違う部分が結論に影響しているかどうか、細かく外国判決を検討していけばいいんですけど、なかなかそこまでやる気にならないということはありません。

ただ、外国の判決が非常に重視される場合というのがあって、それはその事件の準拠法が例えばアメリカ法ですという場合に、その法律問題についてアメリカ法の判例がどうなっている。準拠法が例えばフランス法だったときに、その論点についてフランス法がどうなっているという、その外国判決は非常に強い影響力があります。私も現にそういう判例を引いて、外国法の論点について判決をしたということがあります。準拠法自体が日本法じゃなくて、その国の法律ですから、それは強い影響力がありますし、そういう場合にはやはり細かく外国判決を読まないといけません。

司会 そういった意味では、ほんとうは完全な属地主義なんですね。

長沢 いや、そんなことはないですよ。属地主義じゃないです。フランス法が準拠法だという事件は、トラブルが起こったのは日本なんですけど、契約問題だったので、日本法じゃなくて、契約の準拠法でフランス法になったというだけの話で、特許だと属地主義って

あるじゃないですか。だけど、だんだんと国際的な特許紛争が増えてくると、外国法の解釈が問題になる場合がますます増えてくると思うし、私も現に自分の扱っている事件でだんだん外国法の率が高くなっている感じがします。弁理士の先生方とか、企業の皆様は昔からそういうことはちゃんと国際的に活動されているので、今さらという感じなんでしょうけど、私としては日々感動していますけどね。

司会 いやいや。裁判所が全部見ているという前提で、1つの国のものを全部ほかの国に適用するという、そういった会社もありますけれども、それと裁判所のほうではあまり見ていなくて、実質的に、結果的に属地主義になっているというのは、あまり不思議はなかった話でして。わかりました。

（仮処分）

質問者 企業の立場として、特許侵害訴訟で、自分のところは侵害していないと信じて、その物を製造しているということがあるかと思います。それで地裁の段階でもし、侵害と言われてしまった場合でも、あと高裁でひっくり返ることが十分考えられますが、そのときに差し止め請求の仮処分執行命令で、製造禁止と言われてしまうということなどはないのでしょうか。

長沢 あるんですよ。実はそれは大問題なんですよ。判決の場合は、一審で負けても、仮執行宣言がついてなければ、確定するまで執行はされません。仮執行宣言がついていても、執行停止の申立てをして、一審の場合は大体認められますから、そうすると、保証金を積みば、執行はされないんです。だけど、仮処分で差止めの仮処分命令が出ると、執行されるんですね。だから、工場一つ止まっちゃうという話に現になるわけです。

高裁でひっくり返るかもしれないのに、地裁でそんなもの出すのかと言われると、出しちゃうわけなんです。というのは、高裁でひっくり返るかもしれないと思いはじめると、もう悩んじゃって、判決文が書けないですよ。よく刑事裁判で死刑にするか無期懲役にするか悩んで、判決できないとかいう話を聞かれます。それは非常に極端に難しい問題だろうと思うんですけど、そこまで行かなくても、やっぱり判決することになると、民事で自白が成立している事件はともかくとして、厳しく両当事者が争っていて、どちらもそれなりに言い分に理由があるなという事件だと

判決するのに迷いますよ。迷っていると、いつまでたっても判決できなくて、あとの事件がどんどんたまって行って、処理し切れなくなりますからね。だから、やはり処理しないとイケないんです。

そのためにはやっぱり自分が決断する。決断するためには自分の決断を信じるということがないと、決断できないですから、それを裁判官として5年、10年、そこまで行かなくても、やっているうちにやっぱり決断力って身につくんです。弁理士・弁護士をずうっとやってきた先生と、私と違いがあるとすれば、やはり決断力ですね。自分で責任をとるという決断ができないと、判決が書けないです。だから、判決するときには自信を持って判決するんですね。絶対に破れることなんかあり得ないぞという気概で判決をするんです。

だから、仮処分だって、こんなもの高裁で破れるはずがないという確信を持って仮処分を出しますから、工場1つ止めることに裁判官は抵抗がないです。これは企業さんとしては非常に重要な情報ですから、ぜひ頭に入れていただけるといいですが、仮処分命令でも判決でも、裁判官は自分がした判決の影響がいかにか大きいか、気にしませんから。（笑）

これも私、20年の裁判官経験の間、全然わからなかったんですよ。だから、別に今の裁判官がどうだじゃなくて、私も含めて、裁判官というのはそういうものです。弁護士になって初めて、刑事弁護の活動をするようになりました。自分がかつて発布した逮捕状、勾留状のために、被疑者、被告人が留置場とか拘置所に入れられていて、弁護士が1時間かけて何度も会いに行って、刑事事件の準備をしなきゃいけないんだとか、家族に会えなくてこういう支障が生じるんだということを、刑事弁護をやるようになって初めて実感として知りました。それまでは、裁判官として刑事事件を担当したとき、1日に10通も15通も逮捕状や拘留状をどんどん発布していたわけです。それがどういう影響を与えるかということは、ほとんど意識せずに、逮捕状発布の要件があるかないか。それだけに集中していた。

だから、特許だって、この仮処分命令を出したら、こんなに大きな工場が操業停止になって、これだけの損害をこの企業がこうむって、それを回復するためにどれだけ大変な苦労が要るのか。仮にこの仮処分決定が間違っていて、2年後にこの仮処分決定が取り消されたときに、この企業は多分、もう存在していないだ

ろうとか、そんなことは一切考えませんよ。もうこの判決しかない、この決定しかないと自信を持ってやりますから。だから、その意味では非常に危険です。

だからある企業さんから、何としても工場の操業停止だけは避けたいと。そのためにどうしたらいいだろうかという相談を受けたことがありますけれども、ほんとうに非常に厳しいですよ。

司会 重い話ですね。

長沢 そうなんです。ですから、非常に強気で、こんなものは最後に勝てるという、頑張る先生もいますよね。だけど頑張って、最後は最高裁で勝ったと、よかったと言ったときには、もうクライアントの会社は清算してなくなっていたりとかいうことだってあり得るわけですね。だから、ほんとうに弁理士・弁護士になって、最高裁で最後に勝っても何の意味もないという、とにかく最初、一審の段階で仮処分が出ないことに何よりも労力を注がなきゃいけないというような発想に、今ではなっていますので、どうぞご安心ください。(笑)

(和解勧試の引き出し方)

質問者 一審の段階で仮処分が出されたら企業にとって致命傷になるというお話がありましたが、これを回避するために企業としては早期の和解を望んでいることが多いと思います。この早期の和解、特に裁判所上の和解として留意すべき点はあるでしょうか。

長沢 裁判所は和解を勧めたいんです。というのは、判決を書くよりも、それは和解で解決するほうが双方当事者にとっても、裁判所にとってもメリットがありますから、絶えず和解を勧試したいわけなんです。だけど、なかなか裁判所からは言いづらいというところもあるんです。とんちんかんな時期に和解を勧め、かえって変なふうになっちゃいけないとか、あるいはまだ心証が固まっていないからとか、裁判所はいろいろ迷って、最後まで和解勧試がなかったという事件でも、実は裁判所は和解を勧めたいのです。そのような場合は、和解の勧試をしてくださいと、裁判所にサインを送る必要があるんですね。

(両誌の評価)

司会 ほかに何かございますでしょうか。

質問者 知財関係の裁判官に限っていただいてもい

いんですが、いろいろな法曹関係の雑誌がある中で、「知財管理」誌や「パテント」誌が読まれているのかどうか、読まれていたら、その評判はどうかということをお聞かせ下さい。

長沢 ほんとうに全知財担当の裁判官に「知財管理」誌、「パテント」誌を毎月寄贈していただいて、裁判所というのはいいところだなと思います。

ところが裁判官でちゃんと目次だけでも目を通してという人は半分よりちょっと多いぐらいなんです。その理由は1つは裁判官が多忙だということがあります。ただ、少し時間ができると、少なくとも目次を見て、今現在、自分が扱っている事件に関係のある論文についてはコピーをとって、その事件の手控えのところに挟んでおきます。すぐ読むかどうかは別にしても、その事件について審理しているいずれかの段階で、必ず読んで判決を書く上で参考にしています。そういう点では両誌とも判例形成に多大な貢献をしていただいているということは間違いないところです。

ただ、ご了解いただきたいのは結局、裁判官は法解釈に関する論文にしか興味を持たないです。それ以外の弁理士としての実務に即した論文であるとか、あるいは企業の知財管理に即した論文については、それはやはり読まないですけど、法解釈に関する論文については非常に重要な文献として必ず参照しているとお考えいただいてよろしいんじゃないかと思います。

司会 ほかに何かございますでしょうか。大体、もう大丈夫ですか。

ほんとうに先生、きょうはお忙しいところをありがとうございました。

3. おわりに

今回のインタビューを通じて、裁判所や裁判官の実情に迫る貴重な情報を得ることができた。インタビューをご快諾いただいた長沢先生には深く感謝申し上げる次第である。そして、今回のインタビューの内容が両紙の記事を通じて我が国の知財関係者の全てに行きわたり、これからの実務に活かしていただけることを願う。

なお、今回の企画は、誌上で最初の「知財管理誌とパテント誌の合同企画」であったが、非常に有益なもので、最初のものとしては大成功であったように思う。これからも、こうした有用な企画を打ち立てていければと思っている。